

「IKUNO 未来教育ネットワーク」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生野区内の大阪市立小中学校及び義務教育学校に対し、教育活動、体験機会及び人材や物資の提供など可能な範囲で「生野区のこどもの学び」に対し協力する企業、学校法人及び団体（以下「各種団体」という。）を事前に登録することにより、学校園に対する支援を円滑に行う「IKUNO 未来教育ネットワーク」を構築することを目的とする。

(協力内容)

第2条 「IKUNO 未来教育ネットワーク」に登録した各種団体は、可能な範囲で次の協力をを行う。

- (1)「生野区生きるチカラまなびサポート事業」への講師登録、及び同事業におけるキャリア教育もしくは性・生教育の出前授業や職場体験の受け入れ
- (2)(1)以外の出前授業や社会見学の受け入れ
- (3)ICT 教育支援
- (4)課外活動(部活動や放課後学習等)の支援
- (5)防災・防犯など児童生徒の安全に関する支援
- (6)その他、教育活動の充実につながる支援

2 前項の協力の実施にあたっては、(1)にかかる講師謝礼を除き、生野区役所に対する費用負担を求めるものとする。

(登録手続き等)

第3条 登録を希望する各種団体は、IKUNO 未来教育ネットワーク登録(変更)申込書(様式第1号)により、生野区担当教育次長（以下、「次長」という。）に提出するものとし、登録内容の変更についても同様とする。

2 次長は前項により提出があった場合は、その内容を確認し、IKUNO 未来教育ネットワーク登録証(様式第2号)により通知する。

3 前項の規定にかかわらず、次長は登録を希望する各団体が次のいずれかに該当するときは、申込書を受理しないものとする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団
- (2)前号に掲げるもののほか、届出を受理することが適当でないと次長が判断する各種団体。

(登録期間)

第4条 登録期間は、登録証交付の日から当該年度の末日までとする。なお、各種団体から登録辞退の申出がない場合については、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(登録情報の公表)

第5条 次長は登録した各種団体の名称及び所在地等を区ホームページ等で公表するものとする。ただし、各種団体が公表を希望しない場合はこの限りではない。

(登録の取消)

第6条 次長は、次の各号のいずれかに該当するときは、各種団体の登録を取り消すものとする。

- (1)各種団体が廃業、廃止又は解散したとき

- (2)各種団体を第三者に譲渡または売買し、引き継ぎ協力の意思が確認できないとき
- (3)各種団体が事業等において法令等に違反したとき
- (4)IKUNO 未来教育ネットワーク登録辞退届（様式第3号）の提出により、辞退を申し出たとき
- (5)登録後に第3条第3項に掲げる事由に該当すると判明したとき
- (6)前各号に掲げるもののほか、登録しておくことが適当でないと次長が判断したとき

2 前項により登録を取り消したときは、次長は速やかにその旨を当該各種団体へ通知するものとする。

（秘密の保持）

第7条 登録した各種団体は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を他に漏らしてはならない。本制度の登録各種団体でなくなった場合も同様とする。

（登録情報の取扱）

第8条 登録された情報は、生野区役所、生野区内に所在する小中学校及び義務教育学校で共有し、教育活動の支援を依頼する際に活用するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、次長が別に定める。

（附則）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（附則）

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

IKUNO 未来教育ネットワーク登録(変更)申込書

生野区担当教育次長 様

IKUNO 未来教育ネットワーク設置要綱に基づき、[登録・変更]します。

年 月 日

ふりがな			
各種団体名称			
所在地			
ふりがな			
代表者氏名			
連絡先	担当部署名		担当者氏名
	電話番号		FAX番号
	E-mail		
協力内容(できる限り具体的にご記入ください)			
<input type="checkbox"/> (1)「生野区生きるチカラまなびサポート事業」への登録			
<input type="checkbox"/> (2)(1)以外の出前授業や体験機会の提供()			
<input type="checkbox"/> (3)ICT教育支援()			
<input type="checkbox"/> (4)課外活動(部活動や放課後学習支援等)の支援()			
<input type="checkbox"/> (5)防災・防犯など児童生徒の安全に関する支援()			
<input type="checkbox"/> (6)その他()			
登録情報の生野区ホームページ等への掲載について			
<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
<input type="checkbox"/> IKUNO 未来教育ネットワーク設置要綱第3条第3項第1号に該当しません。			

※□部分については、該当する区分にレ点を記入してください。

※この申込書に記載された個人情報の利用・管理については、「大阪市個人情報保護条例」を遵守するとともに、個人情報の漏えいがないよう適切に取り扱います。

※区役所記入欄	登録年月日(登録証の交付日)	登録No.	備考
---------	----------------	-------	----

(お問合せ・届出先) 大阪市生野区役所地域まちづくり課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

Tel : 06-6715-9920 Fax : 06-6717-1163

E-mail : to0002@city.osaka.lg.jp

(様式第2号)

年 月 日

「IKUNO 未来教育ネットワーク」登録証

(各種団体名)

(代表者)

様

生野区担当教育次長

この度は、「IKUNO 未来教育ネットワーク」の趣旨に賛同され、ご協力いただき誠にありがとうございます。

年 月 日付けでご登録届出のありました貴団体を、「IKUNO 未来教育ネットワーク」協力団体として登録しました。

今後とも生野区政へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(登録番号)

(各種団体名称)

(所在地)

(協力内容)

(お問合せ先) 大阪市生野区役所地域まちづくり課 教育振興担当

〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

Tel : 06-6715-9920 Fax : 06-6717-1163

E-mail : to0002@city.osaka.lg.jp

(様式第3号)

辞 退 届

年 月 日

生野区担当教育次長 様

(届出者)

所在地

名 称

代表者

「IKUNO 未来教育ネットワーク」協力団体の登録を辞退しますので届け出ます。

1 辞退する各種団体概要

登録番号

所在地

名 称

2 辞退する年月日

年 月 日

3 辞退する理由